

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第83回家きん疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第83回家きん疾病小委員会

日時：令和5年5月17日（水）10：00～11：28

会場：農林水産省 第1会議室（オンライン併催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）EUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価について

（2）その他

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家きん疾病小委員会委員名簿

資料1 EUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価報告書（案）概要

資料2 EUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価報告書（案）

参考1 ゾーニングと相互認証

参考2 OIEコード

参考3 EUにおけるHPAI発生状況

参考4 EUの家きんにおける低病原性鳥インフルエンザの発生状況

- 参考5 EUのワクチン接種に係る新規則（委員会委任規則2023/361）の概略
- 参考6 我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的
手続の運用指針

午前10時00分 開会

○松尾室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第83回家きん疾病小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御対応いただき誠にありがとうございます。

私は当小委員会の事務局を担当いたします、動物衛生課家国際衛生対策室長の松尾と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の森から挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○森消費・安全局長 おはようございます。消費・安全局長の森でございます。

委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、お忙しい中御参加を頂きまして誠にありがとうございます。

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第83回家きん疾病小委員会ということになりますが、その開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、今シーズン、高病原性鳥インフルエンザの発生が非常に多かったということでございます。昨年10月27日、岡山県で最初に家きんでの発生がございまして、以降、今までのところ26道県、84事例の発生が確認をされております。また、これに伴いましての殺処分の数につきましても、過去最大の1,771万羽ということになっているわけでございます。委員の先生方にも大変な頻度でお世話になったということでございまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

ようやくシーズンも終わりつつあるということでございますけれども、今後は今シーズンの疫学調査報告書の取りまとめでございますとか、次のシーズンに向けた対策の検討というものが必要になってくるわけでございまして、そういったプロセスに当たりましては先生方にまた御協力を頂きたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、家畜疾病につきましては、家きんではございませんけれども、先週、韓国の方で4年ぶりに口蹄疫が発生したということがございます。残念ながら、日々の情報、入ってくるによりますと発生が広がりつつある状況ということでございまして、私どもとしても大変懸念をしているところでございます。我が省としても引き続き、家畜伝染病の侵入防止対策、関係機関と連携して万全を期していきたいというふうに考えているところ

でございます。

本日の議題につきましては、EU規則に基づく鳥インフルエンザのリスク管理の下で生産された家きん肉等のリスク評価ということでございますが、これにつきましては昨年12月に家畜衛生部会に諮問いたしまして、本委員会で専門的、技術的に御議論いただくことになったということでございます。本日、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見、発言を頂きまして、活発な御議論をお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松尾室長 ありがとうございます。

現在、家きん疾病小委員会の委員数は8名であります。本日7名の委員の先生に御出席いただく予定でございます。中島委員は御欠席ということになってございます。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

消費・安全局長の森でございます。

○森消費・安全局長 よろしく申し上げます。

○松尾室長 それから審議官の熊谷でございます。

○熊谷審議官 よろしく申し上げます。

○松尾室長 動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田課長 沖田です。よろしくお願ひいたします。

○松尾室長 私が国際衛生対策室長の松尾でございます。

それから、動物衛生課の中島でございます。

○中島課長補佐 よろしく申し上げます。

○松尾室長 本日はウェブを併用しての開催となります。よろしく申し上げます。

白田委員、大谷委員はウェブでの参加でございますが、よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、ここまででカメラの撮影は終了となります。よろしくお願ひいたします。

それから、所用にて森はここで失礼させていただきます。

○森消費・安全局長 では済みません、よろしく申し上げます。失礼します。

○松尾室長 続きまして、配付資料の確認をいたします。

お配りしている資料、議事次第、それから委員名簿に加えて、本日の諮問事項である「EUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価について」に関して、資料1というものと資料2、それから参考資料というものが1から6までございます。お手元の資料を確認

していただいて、足りないものがあつたら事務局の方に申し付けください。

よろしいですか。特に問題はなさそうですね。

それでは早速、本日の議題であるEUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価について、事務局より御説明申し上げます。その後、御出席の委員の皆様から御意見を頂きたいと思っております。

それでは、これからの議事進行については山口委員長にお願いしたいと思っております。

山口委員長、よろしくお願ひいたします。

○山口委員長 承知しました。

それでは、最初に、議題のEUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価についてということで、事務局の方から説明をよろしくお願ひいたします。

○松尾室長 それでは、説明させていただきます。動物衛生課の松尾でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、本件については、昨年12月に農林水産大臣より、家畜衛生部会に対して諮問している案件です。本日は専門的、技術的な事項について御審議いただきたくと考えてございます。

はじめに、改めて本件について委員の皆様にご審議いただく背景について説明させていただきます。

我が国へ肉等の指定検疫物の輸入に関する要請が輸出国側からあつた場合に、その検討に係る標準的な手続を農林水産省の訓令により定めてございます。本日の資料のうち参考6というものがその訓令でございます。この参考6、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続の運用指針」という資料でございますが、ここで定めてございます検討の手順というものがあつます。

5ページの最後のページです。表がでございます。

この標準的手続では、検討の手順についてはリスク評価のプロトコールというのを1から3まで設定してございます。このうち、このプロトコール1というのは、当該要請により家畜衛生上の新たな考え方の受入れを必要とする場合、その他、家畜衛生上の影響が大きい場合、このプロトコール1を用いるということになってございます。

鳥インフルエンザ発生国に対するゾーニングの適用は、既に2012年6月に、米国から輸入される家きん肉について適用している実績があり、現在ではこれまでの評価の実績からプロトコール3としてリスク評価の運用を行っております。

一方で、今回の議題はEUのDG S ANTEとの間で進めております、鳥インフルエンザに係る相互のルールを認め合うといった趣旨のプロジェクトの一環として位置付けられているものでございます。これは現在、県や州など行政区域を単位としているゾーニングを、EUが鳥インフルエンザ発生時の防疫措置として運用している単位、具体的には発生地点から半径10キロの制限区域を、この同じ範囲を輸出制限区域とするというものでございます。これまで我が国が適用した経験のある鳥インフルエンザのゾーニングは、いずれも県などの行政区域を単位としておりまして、このような形での適用は、我が国としてはこれまで経験がございませんので、本件はプロトコール1に位置付けて、家畜衛生部会で諮問を行い、今般、家きん疾病小委において専門的見地から御審議いただきたいというふうに考えてございます。

本日の資料のうち2番目の資料が報告書の案でございますが、本日これから説明しますのはその概要であります資料1に基づいて説明させていただきます。

まず、資料1の1ページ目でございます。

まず、時計文字のI、背景でございますが、このうち2の部分でございます。2015年4月、EUと我が国の間で、AIを含む特定の家畜疾病の発生時における輸入停止地域を輸出国が設定する制限区域に限定することをお互いに認め合う動物検疫システムの相互認証に向けた協議を開始したというふうに記載してございます。この相互認証について、幾つか分かりにくいところがあるかと思いますので、漫画式の資料でございますが、これで説明をさせていただきたいというふうに思っております。

参考資料の1を御覧ください。

右下、1ページ目がスライド1枚目ですが、これは海外で高病原性鳥インフルエンザなどの越境性動物疾病、TADsが発生した場合、日本は疾病の侵入を防ぐためにこういった国からの生体や畜産物の輸入は禁止するというのを基本的なスタンスとしてございます。

次、スライドの2枚目、右下、2ページ目を御覧ください。

一方で、疾病侵入の観点からいうと、必ずしも発生国全体から輸入を停止させる必要はないといった議論もありまして、これに基づく考え方を地域主義又はゾーニングと呼んでおります。ゾーニングはWTOのSPS協定においても定められている概念ですので、貿易相手国からそういった要請があった場合には、我が国としても協議を開始するというようにしております。

それからスライド3枚目、右下、3ページを御覧ください。

このスライドはゾーニングの基本的な在り方というものを説明しています。基本的には輸入国が自ら輸出国の疾病発生状況を評価して、許容可能なリスクと判断できる地域の要件を決定して、それに基づいた輸入継続の条件協議を行うというものでございます。このような基本的な流れに沿ったゾーニングでは、輸出国からの区域設定案について、日本としては自分たちが輸出可能と認めるための要件を満たさない区域を輸出禁止区域とすることが可能になります。

この絵でいいますと、左側の地図の中にあります輸出国の制限地域を示しておるんですが、発生農場を赤いバツとしておりまして、その周りに紫の丸で囲ってございますが、これが制限区域と考えてございます。日本としては、それよりも広い区域、赤い斜線で囲った地域、こういった行政単位での赤い斜線で囲った地域ですが、輸出禁止区域を定めるべきであるということになれば、それに基づく条件を課して、この地域からは輸出不可という形で考えてございます。

一方で、更に行政区域を狭めるとか、範囲を狭めるといった議論は引き続き残ってございます。

スライドの4枚目、右下の4ページを御覧ください。

相互認証という考え方は、両国がお互いに相手国のリスクを許容し合うというもので、相互のルールをその実効性を含めて信頼して、相手のルールで定められた制限区域を禁止とするが、それ以外は原則受け入れるという考え方をするのが基本的な相互認証の考え方になってございます。これによって、双方向の貿易を安全に、かつ円滑化しようという趣旨を持ちます。相互認証を適用するには基本的には相手の家畜衛生システムが信頼に足るものか、リスク評価を通じてその妥当性が判断できるということが前提になってございます。

次のスライド、右下5ページ目を御覧ください。

相互認証を認め合うという場合は、2国間の場合であれば話はシンプルです。2国間の場合ですと、相手国の当局とその適用について双方向に協議します。2国間の場合は、その国全体で同じシステム、同じ実行体制でゾーニングを適用しているということを前提にした協議を行います。

次のスライド、右下6ページ目でございます。

一方で、今回審議をお願いするEUの場合なのですが、複数の独立国の共同体であるEUでは、EU全体として一つのEU規則に基づくリスク管理を実施していることから、2

国間の協議とは様相が異なります。基本的にEUは一つの体制の下、制限区域の設定はEU規則の定める枠組みに従って設定することになります。一方、個別の加盟国を見ていくと、EUの共通の枠組みについて各加盟国の実行体制が全て同じであるのかという疑念は生じます。

この実行体制については、日本としても各国個別にしっかりと確認をする必要があると考えておりまして、実行体制が異なるということを前提に相互認証を検討したいというふうに考えてございます。

以上が、EUとの相互認証についての基本的な説明ということでございます。

これまでのところ、御質問等、何かありますか。

無いようですので、資料1の1ページ目に戻っていただきたいと思います。

1ページの時計数字のI、背景のうち、3の部分でございます。

今回のリスク評価では、地域主義の適用を含むEUの規則に基づくリスク管理の下生産された家きん肉等の輸入を認めた場合の、我が国へのAIの侵入リスクを評価の対象とするということとしております。先ほど説明しましたとおり、適切なリスク管理体制の整備状況については別途、各国別の評価が前提となりますので、本評価はEU規則の枠組みの妥当性についてのみを検討事項としました。

また、地域主義を既に適用している加盟国の中から獣医体制の異なるフランス、ハンガリー、ポーランドを選定して、現地調査を含む査察を実施し、EU規則の枠組みの実行可能性について確認を行いました。

時計数字II以降が、個別の評価事項になります。

まず、1ページ下、1番、法令についてでございます。EUでは、動物衛生法と呼ばれる法令を中心に動物衛生に関する規制の枠組みが構築されています。動物衛生法では、動物疾病のうちリスト疾病と新興疾病を予防と管理の対象にしています。リスト疾病には口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ、アフリカ馬疫、こういったものが含まれて、EU域内における発生状況や実施すべき措置として、AからEの五つのカテゴリーに分類されています。この表にあるような分類でございます。

このうち、鳥インフルエンザについてはHPAIとLPAIに分けて規定されておりまして、HPAIについてはカテゴリーA、検出されたら直ちに撲滅措置を実施する疾病、それからD、移動による拡大を阻止する措置が必要な疾病、さらに、E、サーベイランスが必要な疾病、これらA、D、Eの三つとなっております。LPAIはカテゴリーDと

Eの二つが指定されています。

それでは2ページ目の2番、サーベイランス体制でございます。

農場等の事業者は、A Iを検出するための動物の健康観察を行う義務が定められています。また、この健康観察を通じてA Iを疑う場合、獣医当局に通報する義務が定められています。さらに、獣医当局はカテゴリーE疾病の存在を適時に検出できるサーベイランスプログラムを設計し、サーベイランス体制を確保する必要があります。特にカテゴリーEとされた疾病のうち、深刻な経済的影響を伴うEU全体にわたる家畜衛生又は公衆衛生上の脅威となる等の特定の条件を満たすと判断される疾病については、EU当局の定めるユニオンサーベイランスの対象というふうになります。加盟国獣医当局は、このユニオンサーベイランスの枠組みの中でサーベイランスを実施する必要があります。

HPA IとLPA Iは、このユニオンサーベイランスの対象疾病に指定されています。A Iに関するユニオンサーベイランスのプログラムは、家きんにおけるHPA Iの早期検出、野鳥におけるHPA Iの早期検出、カモ目等の臨床症状を示しにくい家きん種におけるHPA Iの補完的サーベイランス、それからLPA Iが継続的に拡大している施設のクラスターの特定、この四つの要素から成っています。

次は3ページの3、移動に係る規則でございます。

カテゴリーD疾病の拡大を防ぐため、事業者が動物を移動させるに当たっては、各国の獣医当局によって登録及び認証されている農場由来であり、かつ移動する動物が識別及び登録の要件を満たしている必要があります。

加盟国内での移動と加盟国間での移動には異なる条件が課されており、加盟国間移動では健康証明書が必須であるほか、LPA Iの感染がサーベイランスによって過去21日間、確認されていないこと等が求められます。

また、第三国からの輸入についてもEU共通の要件が定められています。

3ページの4番、家きんでのHPA Iに係る緊急対応計画及び防疫措置でございます。

これは日本の措置と大体同様になってございます。加盟国はHPA Iを含むカテゴリーA疾病について緊急対応計画を作成する必要があります。HPA Iの疑いが生じた場合、事業者は全ての動物の搬入及び搬出の停止等の措置を講じなければなりません。また、HPA Iの発生を確認した後は、獣医当局は、防疫措置として速やかに当該施設における殺処分、ウイルスの拡大防止のための衛生措置、汚染されている可能性のある物資の隔離等を行わなければなりません。

さらに、獣医当局はHPAI発生時、発生地点から半径3キロメートル以内をプロテクションゾーンに、発生地点から半径10キロメートル以内をサーベイランスゾーンに設定します。これらをまとめて制限区域といいます。獣医当局は、制限区域内の農場に対する訪問等を行った上で、動物又は製品の制限区域への原則出入り禁止措置を講じます。制限区域内で講じられる措置は、所定の清掃・消毒の実施、臨床検査等の結果を踏まえて所定の日数経過後に解除されます。

4 ページの 5、野鳥でのHPAIに係る防疫措置でございます。

加盟国獣医当局は、野鳥にHPAIの疑いが認められる場合、死後検査及び検査室検査のサンプル採取を通じて、発生の確認又は疑いの除外のための調査を行います。

5 ページ、6、LPAIに係る防疫措置でございます。

加盟国は、動物及び種卵の移動に関して、LPAIを含むカテゴリーD及びE疾病に係る国内措置を自由に講じることができます。

このようにEU規則では、HPAIを含むカテゴリーA疾病に対しては発生施設に対する殺処分や移動制限等を含む防疫措置又は制限区域の設定について規定していますが、カテゴリーA疾病に指定されていないLPAIについては、EU共通の措置としてこれらに関する規定は定めていません。

5 ページの 7、診断体制でございます。

診断フローについては、日本と同様の方法となっております。

EUにおけるAIのリファレンスラボラトリーは、ベネチア動物予防実験研究所に指定されており、このEUのリファレンスラボラトリーでは、サンプル採取の方法及び検査方法の手順書を公開し、加盟国のリファレンスラボラトリーへの技術的支援及び技能試験等を行ってございます。

5 ページの 8、施設の登録・承認でございます。

家きんの飼養や輸送等を行う事業者は、各国の獣医当局に登録する必要がございます。ただし、一定の基準を満たす軽微なリスクの施設は登録義務が免除されています。こうした施設には、動物や製品の移動が意図されないような、いわゆる自家消費の裏庭農場が該当してございます。また、と殺目的以外の目的の家きん及び種卵を、ほかの加盟国に出荷しようとする施設は、当局による事前の承認が必要となります。

引き続き、6 ページの 9 でございます。農場の衛生管理でございます。

動物衛生法において、農場を含む動物を飼養する事業者は、飼養動物及び病気の拡大

スクを最小限に抑えること等に責任を負うこととされておりまして、適切なバイオセキュリティ措置を講じることというふうにされてございます。

6 ページの10、ワクチン接種についてでございます。

このパートにつきましては、昨年12月の部会諮問時にお示しした内容からEUの規則変更がありましたので、記載を修正してございます。EUでは、従前、家きんへのAIワクチンの接種は原則禁止とされていましたが、多くの加盟国におけるHPAIへの被害の増加を踏まえ、2022年以降、HPAIワクチンの家きんへの接種に関する検討が行われています。2023年2月には、カテゴリーA及びB疾病の予防及び制御を目的としたワクチンの使用に係る委員会委任規則が公布され、翌月付けで施行されています。この規則はHPAIを含む該当疾病へのワクチン使用に関して、EU共通の枠組みを定めたものとなっています。

規則によると、加盟国は、HPAIワクチンを使用する際、リスク評価を実施した上でワクチン接種計画を作成する必要があるとされています。加盟国は、ワクチン接種計画の中に執られるワクチン戦略、これは幾つか選べるのですが、緊急的使用の場合であるとか、予防的使用でありますとか、こういった戦略、それから対象となる畜種、生産形態及び地域等を明記する必要があり、ワクチン接種計画作成後に加盟国の判断で接種を開始することができます。実際の接種に際しては、一定水準以上の強化サーベイランス及びリスク低減措置が義務付けられています。

2023年5月、今現在ですが、複数の加盟国においてワクチンの接種試験が行われているほか、リスク評価機関である欧州食品安全機関では、欧州委員会の求めに応じ、HPAIワクチンに関するリスク評価を実施しているところです。現時点において、EUでは新規規則の枠組みの下、家きんを対象としたHPAIワクチン接種の実績はございません。

7 ページ、11番、トレーサビリティ体制でございます。

家きん及び種卵については、と殺目的以外の目的の家きん及び種卵をほかの加盟国に出荷しようとする施設は、各国当局による事前承認を受けた上で固有の番号が割り振られています。

家きん肉等については、全ての食品事業者は食品や食品の生産に係る動物等を供給する者を特定できるシステム、それから手順を整備する必要があります。これらのトレーサビリティは、食品の生産、加工及び流通の全ての段階で確立されていなければなりません。また、EU域内で生産・加工された肉製品は、国コード、施設番号及び加盟国の言語で

「E U」を表わす文字を含む楕円形の標識を付ける必要があります。

7 ページにはポーランドの例がございまして、こういう楕円形の標識の中に国コードであるポーランドの「P L」、それから施設番号が真ん中に入りまして、最後にE Uを示す言葉が入るといった形の、こういった標識を付けるというふうな形になってございます。

8 ページの12番、食鳥処理場・カット場の衛生管理でございまして。

家きんが農場から出荷される場合には、農場は食鳥処理場に家きんの情報を移動の24時間以上前に食鳥処理場に提供し、食鳥処理場は情報を確認の上、受入れの可否を判断し、獣医官に受入れ動物の情報の共有を行っています。病気の症状を示す家きんや公衆衛生上重要な病原体で汚染されている家きんを食鳥処理場に輸送する場合は、当局によって許可された場合のみ行うことができるとされています。

食鳥処理場及びカット場は、所定の要件を満たし、各国当局から承認を受けている必要があります。と殺に際しては、と殺前後検査の実施、交差汚染防止等を確保する必要があります。病気の動物又はその疑いがある動物及び病気の撲滅・管理プログラムの適用によりと殺される動物は、各国当局の許可がない限りと殺しないこととされています。これにはH P A I、それからL P A Iもこの規定の中の病気という形で含まれてございます。と殺する場合は、交差汚染を避けた上で当局の監督下でと殺処理を行い、使用後には清掃・消毒を行うこととなっています。また、動物衛生法に規定される疾病の症状には、と殺前後検査の確認事項となってございまして、症状を示す動物由来の肉は人の消費に供してはならないというふうにされてございます。

8 ページの13、E U域内から第三国への輸出でございまして。

加盟国は、域外の第三国へ輸出しようとする動物及び動物製品に関して、E U域内で適用される登録、承認、トレーサビリティ、移動に係る規則が遵守されていることを確保する必要があります。また、第三国獣医当局との間で合意している条件がある場合には、それに従う必要があります。

我が国は、我が国が家きん肉等を輸入しているE U加盟国との間で家畜衛生条件を締結しており、当局が発行する証明書を求めるということにしているため、E Uが日本に輸出する際には、事業者はこれらの条件に従う必要があります。なお、E U加盟国では、地方当局の獣医官が出荷時に証明書を発行するのが通例となっています。

9 ページの14、加盟国に対する欧州委員会の査察でございまして。

D G S A N T E では、動物衛生を含む特定の分野に関するE U規則の実効性に関する

査察を実施しています。

査察報告書は、加盟国当局が是正措置を行う支援を行うための勧告を含むことができます。実施された是正措置は、フォローアップ査察等で検証されることになっています。違反が深刻である場合は、DG S A N T Eは製品や動物の移動の制限・禁止を含む強力な措置を講じることができるとされています。

以上のような評価事項を踏まえて、9ページのⅢ、まとめでございますが、総合的な評価の結論案を記載しました。

法令については、A I のリスク管理に必要と考えられる一連の事項について法令は整備されていると考えています。サーベイランス体制については、疾病の早期検出等に有効なサーベイランスが実施されているものと考えてございます。

10ページの方の話になりますが、家きんの移動については、移動による加盟国間でのA I 感染拡大を防止するための適切な措置が講じられているものと考えています。H P A I 発生時の防疫措置については、H P A I の農場間の拡大防止に有効に機能する仕組みであるというふうに考えてございます。

一方で、L P A I については、H P A I と異なり、カテゴリーA疾病には指定されていませんが、E U 規則上、通報義務及びサーベイランスの対象とされています。また、発生農場からの生体の移動が発生から21日間制限されるなど、生体における疾病拡大の防止措置が講じられています。さらに、加盟国は追加的な措置を自由に講じることができるとされています。このようにE U 規則では、生体を介した疾病の拡大防止を主眼としたリスク管理措置が講じられています。

10ページの半ばほどの診断でございますが、診断体制については妥当な診断体制が整備されていると考えています。施設の登録・承認については、この制度を介した疾病の拡大防止に有効な措置が取られているものと考えています。

農場の衛生管理については、疾病の農場への侵入防止に必要な基本的事項を網羅しているものというふうに考えてございます。

11ページでございます。

家きんへのA I ワクチンの接種についてでございますが、従前は原則的に禁止する体制が取られていたところですが、2023年3月にH P A I を含む特定の疾病の予防及び制御を目的としたワクチン使用に係る規則が施行され、H P A I ワクチンの使用に関してE U 共通の枠組みが定められました。2023年5月時点において、複数の加盟国はワクチン接種試

験を実施し、HPA I ワクチンの接種について検討を行っていますが、現時点において、EUでは新規則の枠組みの下で家きんを対象としたHPA I ワクチンの接種の実績はありません。

また、この枠組みに従って、今後加盟国が接種を実行することがあったとしても、執られるワクチン接種戦略並びに対象となる畜種、生産形態及び地域等は、加盟国において個別に計画されるものとなっております。したがって、ワクチン接種を実行した加盟国からの生体又は畜産物の輸入の適否については、本評価の対象であるEU規則の枠組みにはなじまないものと考えられました。

トレーサビリティについては、我が国に輸出される製品については、由来農場を追跡するための十分な制度が確保されていると考えています。食鳥処理場等における衛生管理については、食鳥処理場等において我が国に輸出される製品がA I の病原体に汚染されるリスクは極めて低いものと考えています。EUから第三国への輸出については、我が国がEU加盟国から輸入する家きん肉等に対し適用する地域主義の適用単位をEUの設定する制限区域に変更したとしても、加盟国がそれを遵守する枠組みが適切な形で確保されているものと考えています。

また、これらの事項について、欧州委員会はEU規則の実効性に関する査察を実施しており、加盟国のEU規則の実効性を伴った運用を監視しています。また、農林水産省は、家きん肉等の輸入について、A I に対する地域主義を既に適用しているフランス、ハンガリー及びポーランドの三つのEU加盟国の査察を実施し、EU規則に規定するリスク管理措置の枠組みが加盟国にとって十分実行可能性を持つものであることを確認しました。

最後、12ページの「以上から」になりますが、以上から、EUにはA I のリスク管理に関する適切な枠組みが構築されており、また、既に我が国が地域主義を適用している国は、それらの枠組みを適切に実施することが可能な体制が整備されることが改めて確認されたことから、EU規則に基づくリスク管理の下で生産された家きん肉等の輸入を認めた場合の我が国へのA I の侵入リスクは極めて低いと判断できるとの結論を、評価結果案としてございます。

ただし、我が国が地域主義の実施体制について、これまでに評価を実施していない国については、EUの枠組みを適切に実施することが可能な体制が整備されているか等について評価が必要であることに留意すべきである旨、併せて記載してございます。

以上、リスク評価の案について、先生方から御質問、御意見を頂けますと幸いですございます。

ます。説明は以上でございます。

○山口委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、本件について委員の皆様の方から御意見、御質問、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。かなり膨大な中身なので、なかなか出てこないこともあるかと思えますけれども。

どうぞ。

○山本委員 山本です。

冒頭の1ページで説明がありました今回の評価について、EUの「適切なリスク管理体制の整備状況については別途の国別の評価が前提となる」というところの意味を確認させていただきたいのですけれども、これは今回の評価の結果、EUにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザのリスク管理措置、特に地域主義の取扱い対応について適当と認められた場合であっても、それが直ちに具体的な輸入相手国からの地域主義を適用した輸入を認めることにつながるのではなくて、具体的に個別の国と地域主義に基づく輸入条件を締結する際には、このEUの評価を前提としつつも、それぞれの国との協議あるいは調査、評価が必要になるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○松尾室長 山本委員の御質問にありましたように、枠組みとしては、EUのAIに対する枠組みというのは基本的な事項として考慮しつつ、各国で実際に行っている体制、実施状況というのを確認してまいりたいというふうに考えてございます。

○山本委員 ありがとうございます。

あと、その上で前提となるEUのリスク管理措置の評価というのは今議論されるわけですが、今回御提示いただいた評価書の中で、例えばいわゆる農場ですね、家きん飼養施設の届出、あるいは承認といった手続、あるいはその家きん肉を処理する施設の承認手続、そういった記載があるわけですが、こういったものの実効性を今後長くこの資料で確認していくことになると思いますので、客観的に評価できるような書き方が要るかなと思ひまして、具体的にはEUが各国に法的義務を課すものであるのか、罰則を生じるのかというのが1点で。

もう一つは、これらの制度を維持するインフラですね。トレーサビリティシステムとか、登録データベースとか、そういったものが国ベースで用意されているものであれば、国ベースの措置状況を確認されなければいけないのに対し、EUが用意している場合にはEUが持っているから、それをやっているはずですよという判断が可能になるわけで、もし

そういった体制についても把握されているようでしたら、この評価書の方に明記していただいた方が、後年役に立つのかなというふうに思っております。

あと、9ページに14番、加盟国に対する欧州委員会の査察の記載がありまして、この制度は今回の取組でありますEUの制度を背景にして、各国がそれに遵守しているだろうということを、こちら日本側が信用しようとしているわけで、その意味では守らなかった場合にEUが何をするのか、あるいは守っているかどうかをEUは確認するのか、どう確認しているのかということ、私どもが把握をするというのは極めて重要になるかと思っております。そういう意味ではこの13番、14番の記載があるわけですが、大変重要な記載だと思っております。

そういった観点からは、9ページにありますフォローアップ査察等で検証された結果、これが公表されているのか。日本側に提示されるのかということについて分かっていたら記載を頂いた方がいいかなと思っております。

全体の話としては以上です。

○山口委員長 ありがとうございます。

山本委員からの今の御質問に対して、いかがでしょうか。

○松尾室長 御指摘の点については、まずその実効性やデータベース化などについて、国管理であるのかEUでやるのかといったことについて、こういうことはきちんと報告書に載せるべきだということについては承知いたしましたので、不明な点についてはEU側に確認しつつ、きちんと記載してまいりたいというふうに思っております。

それから、後段の監査等を行ってこの実効性を担保していることについて、実際どういうふうに行っているのか、制度上守らなかった場合どうなっているのかとか、その権限の問題等がございますので、こちらについても今ある情報も記載しつつ、不明な点がありましたら、確認の上記載してまいりたいというふうに思っております。

○山口委員長 よろしいですか。

○山本委員 はい、ありがとうございます。

○山口委員長 信頼に基づいての両国というか、その両者の間柄だと思うんですけども、今山本委員が言ったように、信頼性をどういうふうに担保するかというところと、その根拠ですよ。それが担保されなかった場合にどうなるのかということが明確にならないと、単純にその信頼関係というのだけでは成立しないところがあると思うので、その辺を明確にしていく必要があるんだろうなというふうには思います。

○山本委員 ありがとうございます。

○松尾室長 特に細かく、そのどういった点が特に必要かということも教えていただけると大変助かりますので、記載に当たっては御協力いただきたいというふうに思っております。

○山本委員 はい、分かりました。

○山口委員長 ほか、皆さん、いかがでしょうか。

じゃ、内田先生の方から。

○内田委員 今回リスク評価のためということで、代表的なフランス、ハンガリー、ポーランドというのを限定して行っていると思うんですけども、先ほどちょっと山本委員の方からあった査察、欧州の中だけの査察というのがあって、この中ではいろいろ査察の結果報告とかを上げているとは思うんですけども、今回のように日本からとか外部からの査察団というか、そういうのを今後受け入れたりとか、定期的にそういうのを日本からやっていくというのは考えておられるのでしょうか。

○松尾室長 現地調査については、これまでも施設の評価なんかについては都度都度参ったりしておる状況でございますので、そういうことは今後も可能かというふうに考えてございます。

○内田委員 ありがとうございます。

○山口委員長 内田委員、よろしいですか。

では、どうぞ。

○森口委員 まず、野鳥の方の対応について、サーベイランスはそれぞれの国で大分検査数自体が違うだろうというのが状況としてあるので、それをちゃんと見せてほしいのと、あと、今回査察を農水省の方でされているところは既に地域主義を適用されているところですので、実際にもうリスク評価をされた上で行っているところがあると、どちらかといえば先進国の方に当たるのかなと思うんですけども、EU全体の方で見ると、国ごとに対策の差もあると思うので、そちらの方も同様に扱われるのはどうなのかなというところがあります。

それから、あと、EUから日本に輸入する家きんの肉の種類としては何が多いでしょかというのがありまして、というのも、その症状が出にくいアヒルとかをたくさん輸入すると、向こうでしっかり検査されていないと、日本に輸入してしまったものが実はウイルスを持っていたということにならないかというのが気になっています。というのも、8

ページの12番のところで、食鳥処理場での検査というのは症状を示す動物由来の肉しか検査しないことになっています。なので、無症状のものについては検査されることがあるのかどうかというのが正直分からないので、そこら辺をどうやって管理するのかというところを教えてくださいたいです。

○山口委員長 いかがでしょうか。

○松尾室長 では、順番に。まず、野鳥についての調査結果でございます。本資料の方に入っていたかと思えますけれども、ドイツが突出して野鳥の検査は多いという形になってきたかと思えます。

今、示せますか。

この棒グラフ、国名は小さいので、ちょっとこのスクリーンでは見にくいかもしれませんが、突出して多いのはドイツですね。それに比べると、ほかの加盟国での実際の検査数というのは少ないというふうに見える形になってございます。この理由については、私どもはちょっと把握していませんので、どういう調査、サンプル数でやるとか、たまたま野鳥が多い国はこうなるんだとか、そういうのは分かりませんので、そこら辺はちょっと確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○森口委員 でも、EU自体にはガン・カモ類はたくさん来るところですので、個体数は水鳥が多いところと少ないところはあるかもしれませんが、それぞれの湖沼や河川にはいるはずですので、それを実際にEUの枠組みの中で、半分EUの方がお金を出して検査するのはパッシブサーベイランスだけなんです。緑色のところがナショナルサーベイランスになっていると思えますけれども、そちらはそれぞれの国が自分の国のためにやっている、国の税金で賄っているところですので、その情報について、EUの方ではこの報告書では任意で報告されるだけで、やっていないのではなくて、やっているけれども報告していないところというのも含めるとは思うんですけれども、少なくともEU全体でやっているものは、この青いパッシブサーベイランスの方だけだということになります。

数としては百ぐらいしか検査していないところもあると思うので、こちらは野鳥側だとは思いますが、実際に感染が認められていない国というのは、検査が少ないだけの国というののもかなりあるんじゃないかなと思います。

○松尾室長 森口委員の御指摘は、この野鳥におけるサーベイランスのプログラムの考え方というのもしっかりと知っておくべきではないかなと。

○森口委員 そうですね。その感染状況を把握しておかないと、外側は汚いけれども中は

どうなんだろうというのをちゃんと把握されていない可能性があるのではないかなど。

フランスの方でも、参考資料3の4ページと5ページのところで家きんと野鳥のデータがありますけれども、フランスの場合でも野鳥とかぶっていないところで家きんが発生しているところが結構ありますので、ここはたしかこちらの方のリスクが高くて、野鳥のサーベイランスをする地域というのがフランスでも決められていたと思うんですけれども、10ページに、特定リスクエリアというところに、特にこの南西部がほとんど入っていないので、そこで野鳥の検査がほとんどされていない可能性はないんだろうかと、ちょっと気になっている。

以上です。

○松尾室長 その点は先ほど申し上げましたように、私ども完全に把握できていないところも、ありますので、確認して、またこの中に盛り込むようにいたしたいというふうに思っています。

それから、今回調査したのは既にゾーニングも適用したEU国で、EUの中では進んだ輸出国ではないかという御指摘がありました。実際にEUの加盟国の中ではまだ我が国に輸出していないような、まだそういうレベルに達しているのかどうか分からない国があるという御指摘がございました。

今回の評価は基本的に、EUの枠組みというのを基本的に評価していただくという形になってございまして、実際のその実行体制は各国ベースで、個別にその能力を見ていくという形を取っておりますので、そういう意味で実際の輸入の際にはそういうふうに各国ベースで評価をしたいというふうに考えてございます。

それから、食鳥処理場で無症状のものについて検査をするのかという御指摘があったかと思えます。この点については、中島補佐から補足いたします。

○中島課長補佐 臨床症状の確認や食鳥処理場で内臓の検査などを行いますが、そういったところで全くその臨床症状も内臓の所見もないとなりますと、検査からLPAIについて漏れる可能性があるかというところは確かに御指摘のとおりかと思えますので、症状が全くないものをどのように食鳥処理場で検出しているかという点については、追加でEU側に確認をさせていただきたいと思えます。

○山口委員長 一般論で言えば、アヒルやそういったカモ類というのは症状を出しにくいので、それはHPAIであっても症状を出しにくい。ただ、日本で行っているカモ農場なんかで、農場によっては大量に死んでいるときもあるので。ただ、我々が野鳥を使って感

染実験したりすると全く症状を出さないし、肉眼的にはほとんど症状はないんだけど、ウイルスを見ると検出されてくる。内臓、脳からもウイルスが出てくるような状況というのがあるので、実際今、飼養されているカモ類と、野鳥の中ではもしかすると既に共進化のようなことが起こっていて、ウイルス感染によってセレクションが上がっていて、むしろ野鳥の方が抵抗性の方、ウイルスの弱毒化と野鳥の抵抗性化が同時進行で進んでいて、家きんの方はある意味古いまま人間がずっと維持しているので、野鳥と必ずしも飼育されているカモ類が全く同じ感受性かどうかというのは分かりませんが、一般論としてはカモ類というのは抵抗性を示すので、今飼養されている様々な品種のカモ類が、HPAIも含めて感染したときに症状を出すのか出さないのか。例えば飼育環境が悪くて、急に温度が下がったりするとばたばた死んでいくけれども、非常に快適な状態であれば死なないという状況の場合に、解剖したときに明らかな肉眼所見がなければ、実は臓器中にウイルスはいっぱいいるんだけど、全く気付かずに出されてしまうというおそれは考えておかなければいけないだろうというふうには思います。

○森口委員 実際に解剖されたときに所見で分かるのですか。

○山口委員長 分かるときもありますけれども、分からないときもありますね。

○山本委員 今の山口先生がおっしゃったような、非臨床的な家きんの存在というのは、当然輸入リスクを評価するに当たってもシナリオとして考慮しなきゃいけないと思っています。実際に考慮した上で評価されていると思っています。そういう意味では、その意味での地域主義であって、症状が見えない感染事例もあるかもしれないので、感染している可能性がある地域については輸入を止めていこうということだと思いますけれども、逆に言うとそういうリスクのエリアの設定というのが、今森口委員がおっしゃったようにすごく大事になってくるので、その把握のための、森口先生が御指摘のような野鳥のサーベイランス、モニタリングについても、先ほど室長がおっしゃった二国間の情報把握の中で正しく把握をしていくというのが重要なのかなというふうに思います。

○山口委員長 そういう意味では私がちょっと気になったのは、既にEU国内では今回行われるような相互に近いような基準で、EUの中ではやり取りが行われているわけですね。その実績というんですか、カモの動きとかも含めて、EUの域内で決められた基準の中で今まで動かしている過去の経緯の中で、実際にその国境を越えてしまったような事例があったのかなかったのか、もしあったとすれば、なぜ起こってしまったのかというようなことがもし実績としてあれば、一つの参考には、将来的のことを全て保証するわけじゃ

ないですけれども、過去の事例を確認するという意味では一つ参考になるのかなというふうには思います。

○沖田課長 一つ補足で説明、よろしいですか。

おっしゃるとおり、分かりにくいものについて、我々調べた限りでは水きん類、またはLPAIについてはEUの規則として臨床症状がなければ、と殺前後検査で異常がなければ、これは食べていいというふうになっていますけれども、一方で、ちゃんと強化しなければいけないサーベイランスのストリームの中には水きん類やLPAIがあるんですね。各国がEUのルールとして、ちゃんとそういうサーベイランスはやらなきゃいけないという事になっています。

ただし、見つけた後どうするかということについては、これは個別の国ごとに実は少し違って、全頭殺処分、つまりHPAIと同じ対応をるところもあれば、そうじゃないところもあるというふうになっていて、そこに少し差があるので、おっしゃられるように、まずはその加盟国ごとにどういうふうな対応を取っているかというのは、やっぱりそれは評価として考慮しなきゃいけない部分だと思います。

それから、同時に委員長がおっしゃられるように、じゃ、その域内の移動についてどうなっているかということについて言えば、LPAIは、ルール上は、LPAIにかかっているものは移動してはいけませんというのは先ほど説明したとおりですので、ルール上はなっています。だけど、そういうのをどうやって担保しているのかということについては、我々もまだ分からないところもありますので、そういったところはしっかりと情報収集した上でまた御報告したいというふうに思います。

○山口委員長 ありがとうございます。実際に入ってしまうといろいろなことが起こるわけで、その前に実際にどう行われて、実績としてどうなっているのかということをご報告確認いただければと思います。

○森口委員 家きんの輸入量の種類は、何が一番ですか。

○中島課長補佐 私の方から回答させていただきます。

主に入ってきているものは、鶏の肉になりますけれども、あとは内臓も多く、ハンガリー、フランスなどから入ってきています。生鮮肉についてはハンガリー、フランス、リトアニア、ベルギー、スペインとか、そういったところから多く入ってきている状態です。ただ、日本が輸入している全体量からしますと、EUからの輸入は0.63%程度になります。カモ肉ですとか、そういったものも一部入ってきているかと思いますが、統計上一緒にな

っているものもありまして、具体的な量というのは申し上げることはできないんですけれども、主なものとしては鶏の肉と内臓肉になります。

○森口委員 内臓肉というのはその種類は分からないですか。

○中島課長補佐 フランスであればアヒル、ハンガリーであればガチョウ由来のいわゆるフォアグラです。

○森口委員 フォアグラですか。

○中島課長補佐 はい。

○山口委員長 リスクから言うと、肉はまだ焼くなり何なりすればいいので、生きている卵、生きている鳥というのが多分一番家きんへのリスクという意味では高いと思うんですが、種卵だとか、ひなだとか、その辺の輸入状況というのはどんな感じなんですか。

○中島課長補佐 申し訳ございません、先ほど私、0.63%と申し上げたのは、肉ではなくて、初生ひなの数字でございました。初生ひなは0.63%EUから入ってきまして、肉の割合としては、正確な値がないんですけれども、タイ、ブラジルなどがほとんどですので、割合でいうとわずかな状況になります。初生ひなは0.63%入ってきていて、種卵については0.03%です。

○沖田課長 種卵は、実態としてはほとんどありません。

○山口委員長 ないんですね。

○沖田課長 ええ、もうひなになったやつで来るものがほとんどです。

○松尾室長 種卵で貿易すると損耗が多く、3割ぐらい死ぬ場合があるので、種卵は余りないというふうに聞いています。

○山口委員長 これだけ割合としては少ないように見えるんですけれども、その行先としては日本全国に行くような形になったりしているんですか。

○松尾室長 はい。

○山口委員長 分かりました。

ほか、白田委員、大谷委員の方から、何かもしあればお願いしたいんですが。

○白田委員 じゃ、白田の方から少しお話。

まず、全体的にやっぱりこのEUとの相互認証ということですが、これだけインフルエンザが各地で発生していますと、輸出入がかなり滞っているということで、エリアを徐々に狭めていくということに関しては基本的には賛成であります。ですので、その辺の細かいチェックについてはいろいろやって頂ければ、いいかなと思います。

産業界にいますと、特に問題になっていますのは、今ちょっと話題がございましたけれども、種鶏の輸入とか、そういったものが滞ってしまっている現状があって、その辺が部分的に解除されれば助かるなというような感じで思っております。その中で日本ではアヒル農場とかでインフルエンザが発生したと思うんですけども、そのまず質問としては、その輸入元としてEUなんかがあるのでしょうか。それがまず1点、質問です。

もう一つは、11ページの家きんへのAIワクチンの接種についてのパラグラフなんですけれども、「本評価の対象であるEU規則の枠組みとは馴染まないものと考えられる」というところがちょっと理解しにくかったので、もうちょっと細かく説明していただければ助かります。取りあえず2点、お願いします。

○山口委員長 事務局の方からお願いします。

○中島課長補佐 白田先生、済みません、1点目の質問の部分は、種鶏の輸入がEUからどれぐらいかという御質問だったんですか。

○白田委員 はい、そうですね。鶏はそれなりにあると思うんですけども、例えばアヒルみたいな、先ほど話題に出たみたいなアヒルとかガチョウとか、一時前はフランスガモとかいうのが日本国内でインフルエンザが出たことはあったと思うんですけども、そういう鳥のもとというのが例えばEU区域内から来ているのかどうか。もし来ているとすれば、それは検疫なんかはどういうふうな形でやられているのかとか、そういうのをちょっと教えていただければなと思いました。

○松尾室長 この点については、確認させてください。今手元に資料がなくて、確認します。申し訳ありません。

○白田委員 はい、分かりました。

○松尾室長 後段、ワクチンの件ですね。

○白田委員 そうです。ちょっと理解しにくかったんですけども。

○松尾室長 はい、申し訳ありません。本体資料の40ページの方を見ていただいた方がよろしいかと思えます。お手元に資料2と書かれた方の資料の40ページを御覧いただけないでしょうか。

ここからワクチン接種に関する総則というのが始まるんですが、その次のページの41、10.1.3のワクチン接種戦略の分類というのを御覧ください。41ページに下の方でございませう。よろしいでしょうか、続けて。

○白田委員 はい。

○松尾室長 ワクチン戦略そのもの、これは各国で作ることになっているんですが、そもそものように使うかということから異なってきます。ここの場合、41ページの場合は緊急ワクチンとして使う場合について書かれていますし、その次のページを見ていただくと、予防的に使う場合というのがございます。さらに、そのそれぞれによって、下の方でいろいろな条件が変わってきます。各国でまずどのような畜種に対してやるのかとか、どの範囲でやるのかというのを自由に決めることができるので、EUとして大きな枠組みしか今用意していない形になっています。

ですから、ある種、一定の枠内でフリーハンドでそのワクチン接種計画というのを書いてきてしまいますので、これをざっくりと、今回そのワクチンについても評価するという形は極めて難しいというふうに考えておりますので、ワクチンについては外させていただくと。各個別の国で使用した場合に、その個別の計画がどうなっているのかというのを、各国ベースで考えさせていただきたいというふうにしていうこととさせていただきます。

○白田委員 はい、分かりました。承知しました。なお引き続き、ワクチンに関する情報というのは、ヨーロッパ等でこういう形でワクチンの接種計画が進めば国内でもやりたいとか、そういう声も出てくるでしょうし、国内でもどういうふうに考えていくかということも考えなきゃいけないでしょうから、情報収集の方をよろしくお願いします。

○松尾室長 はい、情報収集については承知いたしました。

○中島課長補佐 済みません、白田先生、1点目の質問であった鶏以外の原種鶏でどのようなものが、EU加盟国から入っているかについて今お答えさせていただきます。

そのほかとして、ちょっと統計上計算されているんですけども、鶏以外で、フランスから、令和3年に1,589羽輸入しておりますので、それが恐らくアヒルですとか、フランスガモですとか、そういったものに当たるのではないかなと思いますので、量としては1,600羽程度輸入された実績がフランスからはあるという状況です。そのほかについては実績はございません。

○山口委員長 よろしいですか。

○白田委員 はい。その検疫とかはどういう感じになるんですか。鶏ですと2週間なり3週間なり、検疫所で係留されていると思うんですけども、同じようにやられるということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○中島課長補佐 はい、御理解のとおりです。

○山口委員長 恐らく通常、輸入の場合はいわゆるその国の検疫が終わった後に、現地に

着いた後にもまた着地検疫をやりますよね。それも含めると、かなり長い間確認するという理解でよろしいんですよね。

○松尾室長 はい。

○白田委員 ありがとうございます。

○山口委員長 大谷委員の方から、何かありますでしょうか。

○大谷委員 はい、よろしく願いいたします。

先ほど白田先生からいろいろ御質問いただいた内容とかぶりますので、私が気になったのは、やっぱりワクチン接種の各国の対応の状況をなるべく情報収集していただきたいということと、あとは日本に比べて、アヒルとかカモ目の鳥が多分飼養されている羽数の割合が多いのかなと思いますので、そういった情報も集めていただければというふうに思いました。体制としては問題ないかと思いました。

あとは、ちょっと今失念してしまいましたので、何かありましたら、また後ほど御質問させていただきたいと。

思い出しました。アニマルウェルフェアがEUでは考え方が日本に比べて広がっていると思うんですけども、そのサーベイランスとか、農場の健康状態の確認とか、そういった体制は問題ないかと思うんですけども、山本先生もおっしゃっていたとは思いますが、どういった感じで現実的にその体制が運用されているかというのがちょっと気になるところです。ケージ飼いと違って平飼いなんかの農場では、どういった早期発見とか対策を取られているのかなというのが気になりました。

以上でございます。

○松尾室長 大谷先生、ありがとうございます。1点、ちょっと教えていただきたいんですが、2番目に、日本に比べてEUではカモ目の飼養が多いということで、どのようなことを情報として、今後引き続き調査した方がいいというふうにお考えでしょうか。

○大谷委員 済みません、多いのではないかというふうに私が勝手に想像して発言をしてしまったんですけども、フォアグラの文化ですとか、そういった食生活の文化があるので、飼養されている割合も多いのではないかなというふうに考えた次第です。

○松尾室長 各国の飼養状況なんかを把握しつつ、その各国の、白田先生からありましたようにワクチン接種の情報とか、そういう情報収集を引き続きしていくということでもよろしいでしょうか。

○大谷委員 はい、そのとおりです。

○松尾室長 ありがとうございます。

○山口委員長 EUとしては、ワクチンの使用についてはざっくり言ってしまえば各国任せということになるので、今回のこの議事におきましては、EUと日本の間ということになるので、ワクチンの使用については各国それぞれになると思いますので、EUをクリアしてから次のお話になると思うんですけども、情報としては非常に関心が高いところですので、引き続き情報収集していただければと思います。

それから、今ちょっと話が出ましたけれども、恐らくヨーロッパではフリーレンジで放し飼いの状態で飼養されている。今現状どうなっているか分かりませんが、かなり増えたと思うんですね。そういった場合に、日本国内では余り完璧なフリーレンジの状況で飼うということは、飼養衛生管理上もいろいろ問題があつてなかなかないと思うんですけども、そういう意味では感染リスクが非常に高い飼養方法ということになると思うんですが、今回の場合においては、EU内でのモニタリングだとかその監視体制においては、飼養方法、フリーレンジについては特に厳しくするとか、そういった部分というのは一切含まれていないという理解でよろしいのでしょうか。

○沖田課長 ありがとうございます。基本的にEUの規則として、飼い方で違うのは、そのフリーレンジみたいなものは、病気が起こったリスクが高いところは放し飼いをやめて舎飼いにするということができるようになっていきます。多くの国でそういう対策を取っています。今回そのワクチンに関して言えば、やっぱり放し飼いをどうしてもしたいということがあって、ワクチンを使って放し飼いは継続しつつ、ワクチンを使って病気の侵入を防ごうという考えも出てきているように聞いています。そういう考えもあるようですので、基本的なルールとしては、病気が起こったらもちろんそこも衛生管理をしなければいけないので、舎飼いに変更するということができるようになっていきますが、同時に別の方法も今模索しているというのが、正にそのAWの観点からだだと思いますけれども、そういったことを考えている状況もあるということでございます。

○山口委員長 分かりました。ありがとうございます。

どうぞ、山本委員。

○山本委員 もう1点、ワクチンについて、今回大きなテーマの一つだと思うんですけども、室長から御説明いただいたのは、EUで検討が始まっていて、実際の運用については個別の国ごとに違ってくるので、今後その二国間で具体的に輸入の可否を検討する際には、今日検討しているようなEUの仕組みとは別に、各国の制度をちゃんと評価しますと

ということだったかと思えます。

一方で、今既に日本はEUから二国間の条件を締結して、既に家きん肉、あるいはひなとか輸入しているわけなんですけれども、そうすると今後、今日本が二国間での輸入を実際にやっている状態で、実際に輸入をしている相手国がワクチンを使用した場合に何が起こるのかということと、あとEU域内では基本的には国境での検疫措置というか、その輸入制限みたいなのがないので、EU域内の、日本が条件を締結していない国でワクチンが使用された場合に、条件を締結している輸入国からの輸入に何が起こるのか。この2点を教えていただけますでしょうか。

○松尾室長 2点、前提としてのお話ですね。EUでワクチン接種については個別の国でやることであるので、2国間で協議する。その御認識についてはそのとおりでございます。

その上で質問があったと思えます。各国がワクチンを接種した場合にどうなるのか、若しくは流通しているものを当該国ではないけれども域内のほかの国が利用していた場合にどうなるのかというのが御質問だったかと思えますが、現在の家畜衛生条件上では、ワクチンの接種というのは前提にしていませんので、どちらについても輸入することができなくなってしまう。

ですから、当該国でワクチンを使った場合には輸入することができませんし、その経由して入ってきたもの、例えば隣の国でワクチン接種をしたひなを使って育成するといった場合にも輸出できない形にはなっています。というのが現状でございます。

○山本委員 分かりました。そうしますと、当該国でワクチン接種したら、当該由来のものはもちろん駄目だし、そういった中で、当該国以外で生産されたものはそもそも認められていないので、当該国以外でワクチン接種された場合に、その生産物は日本に入ってくることはないということですね。はい、ありがとうございました。

○松尾室長 どういう形のものをどういうふうに入れるのかについては2国間で協議をしなければならぬ。

○山本委員 今回の条件でワクチン接種をされた場合に、ワクチン接種をされた家きん肉が入らない。それは条件締結国であっても条件締結国でなくても、いずれも日本に輸入されるような仕組みになっていないというのは、今現状においてそうなっているという理解でよろしいわけですか。

○松尾室長 そうなっている、はい。

○山本委員 ありがとうございます。

○山口委員長 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○岩科委員 話を戻してしまって申し訳ないんですけども、ちょっと確認なんですけれども、低病原性鳥インフルエンザについては、EU共通の措置としては通報義務と、あとサーベイランス対象ということと、発生した場合は共通の措置としては21日間の移動制限のみが課されるという理解でよろしいですか。

○松尾室長 はい。

○岩科委員 分かりました。その21日間の制限措置は、妥当な措置だとお考えでしょうか。21日間というその期間たてばもうウイルスは消失するということで、日本としてもどうか、それがそういう21日間でウイルスが消失するというので、その期間が設定されているという理解でよろしいですか。

○松尾室長 はい。

○岩科委員 分かりました。ありがとうございます。

○山口委員長 今のと関連するかもしれませんが、相互認証なので、日本国内でのその防疫体制といいますか、移動制限だとか、疫学関連農場への対応だとかという、その状況と、それからEUの新しい規則というか、その中での体制とがどこが違って、どこが同じなのかというところが明確になると、全部同じだよとか、日本以上に非常に厳しいよというようなものの場合と、日本と比べるとここが緩いよとかというのが明確になると社会的にも理解しやすいでしょうし、その点が明確になって、緩い部分についてはこういう対処でやるから大丈夫なんだというようなところがあると、社会的にも理解がしやすいし、受け入れやすいのかなというふうには思いました。

私自身もそこはまだはっきりとEUと日本の、そのところの様々な発生時、あるいは発生に備えた早期発見への対応の状況などがどうなっているかというのが、その比較したところを理解できていないので、何が厳しいのか緩いのか、その辺はやっぱり相互認証なので、お互いにそのところをきっちりと比較して、明確にするといいのかなというふうには感じました。

○松尾室長 これは今後のまとめ方ということで御助言いただきましたので、承知いたしました。

○森口委員 済みません、一言だけ。先ほど初生ひなを輸入されるという話でしたが、初生ひなの場合はどこで検査されるんですか。検査とかは何もないし、健康そうに見えたら。

○沖田課長 輸入した後の検査ですか、それともその輸入する前の検査ですか。

○森口委員 輸入する前です。

○沖田課長 前の検査、輸出側での検査は、基本的には輸出証明書を出すときにその検査というのをしていますけれども、そこはどのような具体的な検査があるかちょっと確認をしたいと思います。

○森口委員 はい。あと、その来るときは空輸なんですか。

○沖田課長 輸入した後は、これは動物検疫所において、動物検疫所で係留する場合があります。ほとんどは多分、大臣が指定している検疫場所での検査ということになると思いますけれども、そこでまず着いて、その係留中に健康観察プラス病原体の検査、そういうものをやるという形になっています。

○森口委員 空輸してくるんですか。飛行機で。

○沖田課長 そうです。

○森口委員 はい、ありがとうございます。

○山口委員長 いかがですか。

山本さん、どうぞ。

○山本委員 山口委員長がおっしゃった相互認証についてなんですけれども、冒頭の説明で、今回の相互認証というのはこちら側とEU側とお互いに認めるんですというお話があったところなんですけれども、EU側が日本側をどう認めるのかということについて余りまだ説明がなかったかなと思うんですが、今回の相互認証で日本側がEUのルールをいいよねというふうに認めたときには、EUが同等の条件を日本側にも認めるというのは前提なのか、それとも、それは是々非々で、どちらかが認めてどちらかが認めないということもあるのかということが1点と、あと、認められた場合に日本側として何ができるようにするのかというのをちょっと教えていただくと有り難いと思います。

○沖田課長 それは私から御説明します。

基本的に相互認証でお互いを認め合うということになるわけですが、これは正直言うと、お互いがまず今リスク評価をしているところです。正にこの会議がそうなんですけれども。そうするとリスク評価の結果によっては、例えば日本側だって、EUの措置では不十分だということになれば、EUの措置を丸のみするのではなくて、例えば追加でこういうことが必要であるというような結論になる可能性もあります。そこはリスク評価次第だと思いますので、同じことがEUでも起こりますので、現状の措置をお互いに認め合うのが目標ですが、リスク評価を行っての結果となりますので、上乘せが全くないままいくか

どうかということについては、それは評価結果次第ということにはなると思います。

○熊谷審議官 ちょっと参考に。日本側が輸出する場合にどんな、フォアグラに相当するようなものというイメージ、私は東北出身なので言いますけれども、例えば比内地鶏のようなものが、今和牛が出ているようにヨーロッパに輸出できるようになって、そのサイズが3キロ、10キロのサイズで、あと期間はさっき山口委員長がおっしゃったとおり、今これはサイズだけが表現されている。例えば21日間というような表現もここに入ってくると、非常にクリアになってくる。日本が制限措置、ふだん防疫措置としてやっている範囲の中で、EUに対しても日本産品、鶏卵、鶏肉関係の商品が出せるようになる。また、再開するときもそのタイミングであったり、サイズが日本国内での防疫措置でやっているサイズがそのまま輸出できるようになるということが、正に相互認証の目指しているところです。

○山本委員 ありがとうございます。

○山口委員長 ほか、よろしいでしょうかね。

もし特になければ、今後事務局の方でまたいろいろ頂いた意見を、論点の方を整理していただいて、更に情報収集をしてお示しいただければと思っています。それを踏まえて、また再度小委員会を開催するということになりますけれども、それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、何かもし追加でこの場であれば。よろしいですか。

特にないようでしたら終了させていただこうと思いますけれども、事務局の方から何かございますでしょうか。

○松尾室長 本日は議題について熱心な御議論、ありがとうございます。

最後に、閉会に当たりまして、審議官の熊谷から一言挨拶を申し上げます。

○熊谷審議官 本日は大変熱心な御議論を頂き、ありがとうございます。冒頭、局長から申し上げたとおり、鳥インフルエンザは我が国にとっても26道県、84事例で1,771万羽、これは世界的に見ても、EU、また北米を中心とした世界の様相もやはり鳥インフルエンザは非常に大事な課題になっております。そういった意味では本日頂いた情報収集についての御意見、これは速やかにEU当局と折衝しながら、できるだけ委員の皆様から御期待に応えられるようなデータを集めて、またお示ししたいと思っております。

また、一方でワクチンについてはEU、あるいはアメリカでも研究の部分は進んでいますし、あと場合によっては一部の国では試験も行われていますので、そういった科学的な知見についてはこういった小委員会の場でも共有させていただきたいと思っております。

また、先ほど申し上げたとおり、相互認証の形で枠組みを合意した後、また加盟国の評価については個別に行っていくということでございますので、この点、また次回に向けて分かりやすい形で、かつ委員の皆様方以外の方が、いわゆる生産者、流通の方が見ても分かるような形で示す必要があるというふうに思っております。

本日は大変ありがとうございました。

○山口委員長 それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第83回家きん疾病小委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時28分 閉会